

地域計画の策定に係る地域計画（案）について

地域計画を策定するので、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第19条第6項の規定に基づき公告するとともに、地域計画（案）を次により縦覧に供する。

なお、利害関係者においては、当該地域計画（案）に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出することができる。

令和7年2月27日

所沢市長 小野塚 勝俊



1. 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

所沢市役所別館 産業経済部 農業振興課  
（所沢市並木一丁目1番地の1）

2. 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自 令和7年2月28日  
至 令和7年3月14日